

平成31年度
地域ビジネス力育成強化事業
地域ビジネス力強化支援事業補助金

公募要領

応募期間： 平成31年4月17日(水)～平成31年5月20日(月)
受付時間 10:00～17:00、土日祝祭日を除く
応募締切： 平成31年5月20日(月)17:00必着
受付窓口： 沖縄県商工会連合会 地域ビジネス力強化支援事業補助金 担当



沖縄県  沖縄県商工会連合会

【お問い合わせ・応募受付窓口】
沖縄県商工会連合会 地域ビジネス力育成強化事業
担当：今井、仲宗根、伊波
〒901-0152 那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター604
電話 098-859-6150(代表) FAX 098-859-6149
E-mail chiiki-biz@oki-shokoren.or.jp

目 次

I. 事業の概要	- 1 -
1. 目的	- 1 -
2. 補助対象事業	- 1 -
3. 補助対象事業者	- 1 -
4. 補助率、補助金額、補助金交付予定件数	- 1 -
5. 補助対象経費	- 2 -
6. 補助事業期間	- 3 -
7. 県連コーディネーターによるハンズオン支援	- 3 -
II. 応募手続き等の概要	- 4 -
1. 応募から補助金交付までの流れ	- 4 -
2. 応募の要件	- 5 -
3. 応募書類	- 5 -
【応募書類】	- 5 -
【添付書類】	- 5 -
【県連管理書類】	- 6 -
4. 事前相談について	- 6 -
5. 応募に関する諸注意	- 6 -
6. 応募期間・応募締切・公示方法	- 7 -
7. 応募書類の提出及び問い合わせ先	- 7 -
III. 審査及び採択について	- 7 -
1. 審査方法	- 7 -
2. 評価項目	- 8 -
3. 採択決定の通知	- 8 -
4. 採択の取り消し	- 8 -

平成31年度 地域ビジネス力育成強化事業

地域ビジネス力強化支援事業補助金

公募要領

沖縄県商工会連合会（以下「県連」という。）では、沖縄県（以下「県」という。）からの委託を受けて「平成31年度 地域ビジネス力育成強化事業（以下「本事業」という。）」を実施しております。今回、本事業の内、地域ビジネス力強化支援事業補助金（以下、「本補助金」という）に係る地域連携体のプロジェクトを以下のとおり公募します。

I. 事業の概要

1. 目的

本事業及び本補助金は、地域ぐるみの中小企業振興や地域活性化に取り組む地域連携体の自立・持続化を図ることを目的としています。

2. 補助対象事業

将来の自立・持続化に向けた展望を有する地域連携体が実施する中小企業振興又は地域活性化に資するプロジェクトであって、「III. 審査及び採択について」に基づき採択されたプロジェクトが対象になります。

3. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、「地域連携体」とします。

地域連携体とは、以下に掲げる者の4者以上の連携体であって、その構成員は下記の（1）に該当する者を2者以上、（2）に該当する者を1者以上、（3）に該当する者を1者以上含み、各々が主体性をもって協働し、有機的連携のもとで補助事業を実施するための具体的なスキームや組織体制を備えていることが、構成員間の覚書等において確認できる者をいいます。

- （1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって県内に主たる事業所を有する者
- （2） 県内の市町村
- （3） 県内の公共的団体等であって、地域産業の振興に関わる者
- （4） その他、県内中小企業の振興を図る事業主体として適当と認められる者

- ※ 地域連携体は、連携体を代表して事務及び経理処理を担う者（以下、「地域連携体代表者」という。）を定めなければなりません。
- ※ 地域連携体代表者は、プロジェクトの遂行に関する的確な執行管理体制及び適正な経費支出と事務処理能力を有する者である事が必須条件となります。

4. 補助率、補助金額、補助金交付予定件数

- ・ 補助率： 1年目：10/10、2年目：9/10、3年目：8/10
- ・ 補助金額：2,000万円以内/件

※ 事業費にかかる消費税等、一部補助対象外経費があります(p2を参照の事)。

- ・ 補助金交付予定件数：5件程度。

5. 補助対象経費

① 補助対象経費は、地域連携体による補助対象事業に直接要する経費であって、次の表に掲げる項目です。

補助金の名称	補助対象経費	内 容
地域ビジネス力強化支援事業補助金	1. 人件費 ・職員人件費 ・事務補助員賃金	補助事業に従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当及び法定福利費の補助事業者負担分。ただし、福利厚生に係る諸手当、賞与、時間外手当、役員報酬は除きます。 補助事業に従事する事務補助員等に対する賃金
	2. 事業費 ① 賃金 ② 旅費 ③ 報償費 ④ 備品購入費 ⑤ 需用費 ⑥ 役務費 ⑦ 使用料及び賃借料 ⑧ 原材料費 ⑨ 負担金 ⑩ 委託料	事業実施に必要な一時的なアルバイト等に対する賃金（最低賃金以上であること） 事業実施に必要な出張、又は専門家等招聘に要する経費。 事業実施に必要な専門家等による指導・助言その他の役務の提供に対する謝金、勉強会等開催のための講師謝金等。※1 備品については原則としてリース対応とし、県及び県連との事前協議の上、認められた経費のみ対象とします。 事業実施に必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費等であって当該事業のみで使用されることが確認できる経費 事業実施に必要な広告宣伝費、公的試験研究機関等の試験手数料、保険料、翻訳料、原稿料等に要する経費 事業実施に必要な会場使用料、駐車場使用料、機械設備等の使用料、有料道路通行料、車両リース等に要する経費 事業実施に必要な試作品開発に用いる原材料の購入に要する経費であって当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの ※補助事業終了時には使い切ることを原則とします。 事業実施に必要な展示会等への出展料、人材育成のための研修受講料等 事業実施に必要な業務のうち、地域連携体が直接実施することができない業務又は適当でないと判断される業務について、他の事業者に行わせるために必要な経費（プロモーションや市場調査、展示会出展に係るブース設営、試作品開発等）※2
	⑪ 公課費	事業実施に直接必要な印紙代であって当該事業のために使用されることが特定確認できるもの（特許庁へ支払う出願手数料等）

② 補助対象経費に関する特記事項

※1. コンサルタントや専門家によるアドバイザリー業務等は、報償費での支出となります。

※2. 委託料の総額は、2. 事業費の総額の5割を上限とします。

③補助対象外となる経費として以下のようなものがあります。

- ・地域連携体構成員の通常の事業活動のための経費
- ・地域連携体構成員による指導・助言に対する謝金
- ・不動産や設備投資に係る購入費用
- ・デジタルカメラ、パソコン、プリンター等汎用性の高い備品の購入費
- ・販売目的とした原材料の購入等、直接収益の原価に当たる費用
- ・消費税及び地方消費税等の租税公課、金利手数料及び国内振込手数料。
- ・その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

④地域連携体構成員が実施した事業に係る経費について。

地域連携体代表者が行う事業に限らず、構成員が行う事業についても、地域連携体代表者が行う事業として補助対象経費とすることができます。

この際、構成員が直接補助事業に従事した場合、作業時間に対する人件費を補助対象経費とすることができます。

また、構成員が行う事業の一部を外部に委託する場合、外注先の選定から経費支出に関する全ての手続きについては、地域連携体代表者が行う事とします。

6. 補助事業期間

- ・交付決定日から翌年2月末（平成31年度は平成32年2月末まで）です。
- ・補助事業は、審査委員会による毎年度の審査・採択を受けることで、最長3年間継続することができます。よって、本年度採択が来年度以降の採択を確約するものではありません。

7. 県連コーディネーターによるハンズオン支援

県連の地域ビジネス力強化支援コーディネーター（以下「地域CD」という。）による、採択プロジェクトの円滑な事業遂行や適正な予算執行のためのアドバイスのほか、地域連携体の自立・持続化に向けたコーディネートや勉強会、関連機関との調整等、各採択プロジェクトが本事業の求める成果をあげられるようハンズオン支援を行います。

II. 応募手続き等の概要

1. 応募から補助金交付までの流れ

応募から補助金交付に至るまでの流れは以下のとおりです。

① 公募

沖縄県は県連を通じて公募を実施します。

② 事前相談

応募を検討する地域連携体代表者は、事前に地域CDと面談し、応募プロジェクトや地域連携体の自立・持続化に関するアドバイスを受けます。

※地域CDとの面談による事前相談を行う事が応募の条件となります。

③ 応募時に必要な実施事項

地域連携体代表者は公募要領に従い、所定の応募書類と添付資料、県連管理書類を県連に提出します。

④ 審査（応募書類及びプレゼン）

審査は、採択審査委員会（外部有識者等）において、申請のあった各プロジェクトの応募書類及び応募者によるプレゼンの評価にもとづいて行います。

※応募多数の場合は、一次審査（書類審査）と二次審査（プレゼン）に分けて審査する場合もあります。

⑤ 採択

審査結果を踏まえてプロジェクトの採択を行います。

※交付決定（経費支出の認定）ではありませんので、ご注意ください。

⑥ 交付申請

県へ提出。対象経費ごとの見積書等の積算根拠資料の提出が必要です。

⑦ 交付決定通知

県より通知。通知書記載日からの経費支出が認められます。

⑧ 事業実施

プロジェクトが採択された地域連携体は、採択内容に従ってプロジェクトを実施します。地域CDは、プロジェクトが円滑に進むように地域連携体をハンズオン支援します。

⑨ 実績報告

地域連携体代表者は、実施したプロジェクトの実績報告を行います。

⑩ 補助金交付

実績報告及び事業経費の確定検査の結果に基づき概算・精算払いにて補助金を交付します。（概算払いは1回程度可とします）。

2. 応募の要件

応募者は、次の各号いずれにも該当する者とします。

- ① 地域連携体の定義を満たしていること。
- ② 応募する際には、事前に地域CDと面談し応募プロジェクトや地域連携体の自立・持続化に関するアドバイスを受け、プロジェクトのプラッシュアップに応じること。
- ③ 事業経費の適正な執行についての管理体制と事務処理能力を有していること。
- ④ プロジェクトの実施にあたって地域CDと連携する体制を整備していること。
- ⑤ プロジェクトの進捗状況の報告や毎月の成果を報告できること。
- ⑥ 地域連携体の自立・持続化についての展望を有していること。
- ⑦ 当事業を活用し、目的の成果及び波及性が見込まれること。
- ⑧ 当事業の成果報告会等に事業成果を公表できること。

3. 応募書類

以下の応募書類、添付書類、県連管理書類を提出して頂きます。（手書きは不可）

【応募書類】

1. プロジェクト応募書
2. ① 平成31年度地域ビジネス力強化支援事業補助事業計画書（別紙1-1）
② 平成31年度事業実施スケジュール（別表1）
③ プロジェクト参加者（別表2）
④ 地域連携体によるプロジェクト推進体制（別表3-1及び3-2）
⑤ 平成31年度地域ビジネス力強化支援事業補助事業計画書 概要（別紙1-2）

3. 応募者概要（別紙2）
4. 経費明細表及び資金調達内訳（別紙3）
5. プロジェクト実施に際しての確認票（別添）

- ※ 上記1.～5.の提出部数は、正本1部（片面印刷、要代表者印）、副本10部（正本の両面複写）。
- ※ 用紙サイズはA4に統一。各ページ下に通し番号を記入。
- ※ 正本、副本ともステープル（ホチキス）で綴じず、クリップ留めとする。

【添付書類】

6. 本補助金交付要綱第3条第1項第2号で定める地域連携体であることが確認できる覚書等の書類

- ※ 提出書類は、地域連携体の全構成員の代表者が署名捺印済みの覚書等の書類の写し1部。

7. 地域連携体代表者及び地域連携体構成員の決算書

- ※ 地域連携体代表者及び地域連携体構成員の貸借対照表、損益計算書及び付属明細書、個人事業者は確定申告書（第1表、第2表、収支内訳書又は所得税青色決算書）の写し各1部。収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書を作成し提出のこと（いずれも、直近1期分）。

8. 地域連携体代表者及び地域連携体構成員の事業概要が把握できるパンフレット若しくは定款、規約等の写し

- ※ パンフレットが無い場合は、代わりに事業概要が把握できる資料を作成し提出してください。市町村は、行政要覧及び施政方針等の資料を提出してください。
- ※ 地域連携体代表者及び地域連携体構成員が法人の場合は現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し（発行から3月以内のものに限る）各1部。個人事業者は開業届の写し。

9. その他応募に必要な書類

- ※ （応募書類）経費明細表及び資金調達内訳（別紙3）事業経費の内訳に記載した各科目の積算根拠となる見積書等。見積書が取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料。
- ※ 上記6.～9.の用紙サイズはA4に統一。
- ※ 各項毎に分けて提出。ステープル（ホチキス）で綴じても構いません。

【県連管理書類】

10. 申請書類チェックシート（県連管理書類1）

11. 応募書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-R、USBメモリー等）

応募に係る書類及び電子媒体は返却致しません。電子媒体をUSB等で提出した場合も、返却致しませんのでご注意下さい。

4. 事前相談について

本事業の応募にあたって、事前相談を受ける事が応募に必要な要件となりますので、ご注意下さい。

なお、個別相談・事前相談・ブラッシュアップ指導は、必ずメールか電話にて次ページのお問い合わせ先までご連絡し、面談予約をお取りください。

予約の無い場合は対応できない事がありますので、電話相談であっても必ず予約をお取りください。

5. 応募に関する諸注意

- ① 地域連携体が同一のプロジェクト又は内容で国、公共団体、又はそれらに準ず

る公的補助制度による補助（委託事業を含む）を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外され採択の決定が取り消されることがあります。

- ② プロジェクトの採択は応募された内容を総合的に審査し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と採択者間の協議のうえ修正し、実施する場合があります。よって、応募された内容を全て実施することを保証するものではありません。
- ③ 採択された場合は、応募者の団体名、プロジェクトの内容などを一般（新聞、ホームページ等）に公表することがあります。
- ④ 当事業の成果を事業終了後、成果報告会で公表することを予定しております。
- ⑤ 事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価（追跡調査）を行うことがあります。
- ⑥ 当該プロジェクトによる直接的収益が生じたと認められるときには、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を沖縄県に納付させる場合があります。
- ⑦ 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

6. 応募期間・応募締切・公示方法

応募期間： 平成31年4月17日（水）～平成31年5月20日（月）

受付時間 10:00～17:00、土日祝祭日を除く

応募締切： 平成31年5月20日（月）17:00必着

公示方法： 県連HPに公募要領、応募書類等を公示、ダウンロードいただけます。

<http://www.oki-shokoren.or.jp/>

7. 応募書類の提出及び問い合わせ先

沖縄県商工会連合会 地域ビジネス力強化支援事業 担当 今井、仲宗根、伊波
〒901-0152 那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター604

電話 098-859-6150（代表） FAX 098-859-6149

E-mail chiiki-biz@oki-shokoren.or.jp

III. 審査及び採択について

1. 審査方法

審査は、外部有識者等により構成する採択審査委員会により実施します。

応募書類及び応募者プレゼンの内容について審査し、県は審査会の審査結果を踏まえて補助対象事業となるプロジェクトを決定します。

なお、審査は非公開で行いますので、採択の可否の結果の理由及び審査の経過に関する問い合わせには一切応じられません。あらかじめ、ご了承ください。

2. 評価項目

以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

評価項目	評価事項
地域連携体の機能性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域連携体のプロジェクトを管理する十分な能力を有する者が代表者となっているか。・ 構成員の役割分担は明確にされているか。・ 構成員において、プロジェクト目的の達成に向けた各自の課題や取組事項が具体的に設定されているか。
プロジェクト実施の確実性	<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業遂行に十分な能力があるか。・ 財務状況等は、適切な補助事業遂行にあたって問題ないか。・ プロジェクト実施上の課題やその対策が明確か。
プロジェクト内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 本年度に達成すべき目標が明確に示されているか・ プロジェクトの内容及び遂行方法は、目標に照らして十分現実的かつ具体的であるか。・ 事業内容に見合った事業費積算となっているか。（著しく高額となっていないか。）・ 域内の中小企業振興又は地域活性化に資する内容となっているか。・ 過去に本補助金を受給している場合、過去の取組の成果を踏まえているか。
プロジェクトによる地域への波及効果	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の中小企業者の成長を促すなど、地域への波及効果が見込めるプロジェクトとなっているか。・ プロジェクト推進にあたり、より多くの域内事業者の参画が見込めるプロジェクトとなっているか。
地域連携によるプロジェクトのモデル性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の多様な主体による同一プロジェクトへの取組事例として、他の地域の参考・励みになりうるか。
地域連携体の自立可能性と持続可能性	<ul style="list-style-type: none">・ プロジェクト完了後における地域連携体の自立・持続化に向けて、十分具体的かつ現実的な計画を有しているか。（連携体制、資金調達等）・ 過去に本補助金を受給している場合、地域連携体の自立・持続化に向けた計画は、過去の取組の成果を踏まえたものとなっているか。

3. 採択決定の通知

採択の決定は、沖縄県から応募者に通知します。

4. 採択の取り消し

応募内容に虚偽の記載、補助金の重複受給が判明した場合は、採択決定後であっても採択を取り消すことがあります。